



第2部

板倉町の「水場」景観保存計画

第1章 「水場」景観の特性と保存の意義

第1節 「水場」景観の特性整理

板倉町には、利根川、渡良瀬川、谷田川の主要三河川が東流し、低平かつ湿潤な沖積低地が広がり、先人達が培ってきた自然、歴史、文化を背景とした「水場」の景観が形成されてきた。「水場」とは利根川流域の低湿地にあって洪水常襲地帯を指す呼名である。「水場」は、絶えず水害と対峙する過酷な自然環境を有し、人々は、それを克服、あるいはそれと共生することを求められてきた。人々は、居住の安定性や農業の生産性の向上を求め、不斷の努力を重ね、豊かな穀倉地帯を築き上げ、「水場」としての特有の文化を醸成させてきた。

そして現在、東京より 60 km 圏内にあって開発の波が押し寄せる中で、時代の変化を受け入れながらも、本質的な部分に関しては、「水場」における伝統を継承し、さらに土地利用のあり方にも「水場」としての独特的景観を維持している。

この「水場」の文化的景観は、①低地開発の歴史を現在に伝える景観、②低地の自然に対応したくらしのあり方を継承する景観という、不可分な二つの視点から、その特性の概要を整理できる。

①低地開発の歴史を現在に伝える景観

板倉町を流れる利根川、渡良瀬川、谷田川は、地域に豊かな水環境と肥沃な土壌をもたらす一方、多大なる洪水の被害を与えてきた。その厳しい自然環境を制御するために、中世末の榎原康政の時代以降、多様な堤防が築造されてきた。地域全体（館林藩領）を洪水から守る利根川や渡良瀬川の囲堤、板倉沼と谷田川に挟まれた小保呂周辺を遊水地として機能させるため一部を開口した谷田川の堤防、特定の集落を水害から守るための横手堤などが存在する。これらの堤防の築造は、自然堤防上の集落と後背低地上の水田の開発を可能とし、広大な水田地帯に列村の形態をとる自然堤防集落が点在する現在の板倉町の景観の原型を造り出した。また、囲堤という名称が示すとおり、堤は河川と低地を区分するとともに、板倉町の領域を炙り出している。

加えて、近世から近代に至り、河川改修事業が施され、利根川・渡良瀬川の大規模な瀬替、堤防の強化が絶え間なく行われ、特に近代には渡良瀬遊水地の造営を行うに至った。さらに堤内地における絶え間ない内水排除、耕地整理の結果、現在の整然かつ広々とした水田景観が形成してきた。

昭和 22（1947）年に発生したカスリーン台風以来、洪水が発生しなくなつて 60 年来が経過している現在においても、治水の履歴とも言える多くの土木遺産が散見できるとともに、現在も排水機場など「水場」に特有な治水・利水技術が、地域の生活を支えていることを景観は物語っている。

②低地の自然に対応したくらしのあり方を継承する景観

中世末以降の積極的な土木事業と相まって、現在に繋がる「水場」の生活文化が展開していくものと推察される。

その厳しい自然条件下において、板倉町に生きた先人たちは、居住や耕作等を行うために、大規模な土木技術を拠り所としながらも、基本的には水場の自然に適した居住や耕作のあり方を編み出してきた。そのあり方を示す言葉として、板倉町には「水場の一寸高」という言葉があり、土地利用や生活・生業において、その言葉に従った様々な工夫が行われてきた。

現在でも土地利用や生活のあり方に「水場の一寸高」を表す姿は現存し、治水施策事業等によって洪水の発生にみまわれなくなつて60年以上が経過する昨今においても、土地の高さを重視する。また土地の高さに適合した土地利用や居住のあり方を概ね継承している。

しかし町内における「水場」意識は、高所と低所では大きく異なる。頻繁に洪水流の影響を受けた自然堤防上の集落の人々の「水場」意識は極めて強い。

そして水場の治水や生業に重要な役割を果たした谷田川流域は、低地開発の歴史を現在に伝え、また、低地の自然に対応したくらしのあり方を継承する立地として、その歴史性や地域性を継承する「文化的景観」を有している。

第2節 「水場」景観を保存することの意義

現在の板倉町では、洪水被害にあうことも、内水被害に悩まされることも過去の出来事となり、首都圏近郊という立地を生かした農業の盛んな豊かな地域となっている。低湿地「水場」ならではの暮らしの有り様を体現する人が、年々減少する一方で、ニュータウンには新たな住民が増えている。都市化の波は、新旧住民の意識を変化させ、急速に伝統的な文化を薄れさせていくとともに、「水場」に培われた板倉特有の文化を次世代への継承を困難にさせつつある。

以上の状況に鑑み、板倉町は、水場特有の景観を「板倉らしさ」を象徴するものとして捉え、長年住み続けてきた住民だけではなく、新たな住民も共にその価値を共有し、「板倉らしさ」を育んでいく。そのため、水場の景観について保存のための計画を策定し、文化財保護法に定める重要文化的景観の選定を受けることを目指し、板倉らしい景観を長く後世に伝えていくとともに、景観に底流する「板倉らしさ」の継承を図る。継承された水場景観の価値を町民が共有して認めることにより、板倉町の地域性に根ざしつつ、現代という時代に即した新たな「板倉らしさ」を育み、今後の地域づくりに繋げていく。

第2章 「水場」景観の保存対象範囲

第1節 保存計画の対象範囲

(1) 重要文化的景観を目指す範囲

板倉町域における水場景観として、その保存の必要性が高く、将来も含めて重要文化的景観を目指す範囲については、以下の考え方方に従う。

(重要文化的景観を目指す範囲の設定)

- 水場特有の自然環境と、自然に対応した水場特有の生活様式等が良好に維持されている地域と設定する。
- 広域的な水場の環境や歴史的な治水事業の全容を把握可能な範囲とする。

平成17年度から18年度に実施された「文化的景観保存調査」において、自然堤防集落及び谷田川流域については、板倉町の治水の歴史やそこに暮らす人々の生活の知恵を理解することの出来る「文化的景観」として、将来に継承する必要性が高い地域と判断した。また、町域の北限と南限を規定する利根川や渡良瀬川の二大河川についても、近世より大規模な土木事業が継続され、地域の自然や歴史を把握する上で重要であり、さらに近代以降における地域の治水事業の象徴でもある渡良瀬遊水地についても、現況の優れた自然環境としての評価も含め、その価値を将来に継承していくことが必要である。

以上から、板倉町における水場景観として重要文化的景観の選定を目指す範囲は、図2-2-1に示す8区の自然堤防集落と4区の河川区域と雷電神社周辺地区（境内地および参道）をその候補とする。

(2) 重要文化的景観の申出についての考え方

保存計画策定委員会での協議、さらに文化庁との協議を経て、重要文化的景観の選定を目指す範囲のうち、本保存計画の対象範囲を決定した。

本来、町内の出来るだけ広範囲について、重要文化的景観としての選定を目指すべきであるが、手続きの長期化が予測される。従って本保存計画では、範囲を限定しながらも、端的に板倉町における水場の地域性について伝えていくことを方針とし、第一次申出域は板倉町の水場景観の基軸となる河川及び河川跡を保存の対象とする。具体的には「利根川地区」、「渡良瀬川地区」、「渡良瀬遊水地地区」、「谷田川地区」、「古利根地区」の5地区と、水場信仰の対象地「雷電神社周辺地区」を含めた計6地区を設定した(図2-2-2参照)。計画対象範囲は、河川法に定める河川区域に従うことを基本とし、河川法の適用を受けない地区(古利根地区)は、かつての堤外地及び堤防敷の範囲を対象範囲とする。

さらに、将来的には、重要文化的景観の選定を目指す範囲の全域についても、新たに保存計画を策定し、その範囲拡大を目指すこととする。

風景計画は、板倉町全域を対象とし、水場景観の基軸となる河川及び河川跡を「水辺風景づくり重点区域」と位置づけている。さらに重点地区は順次追加指定できるものとしている。

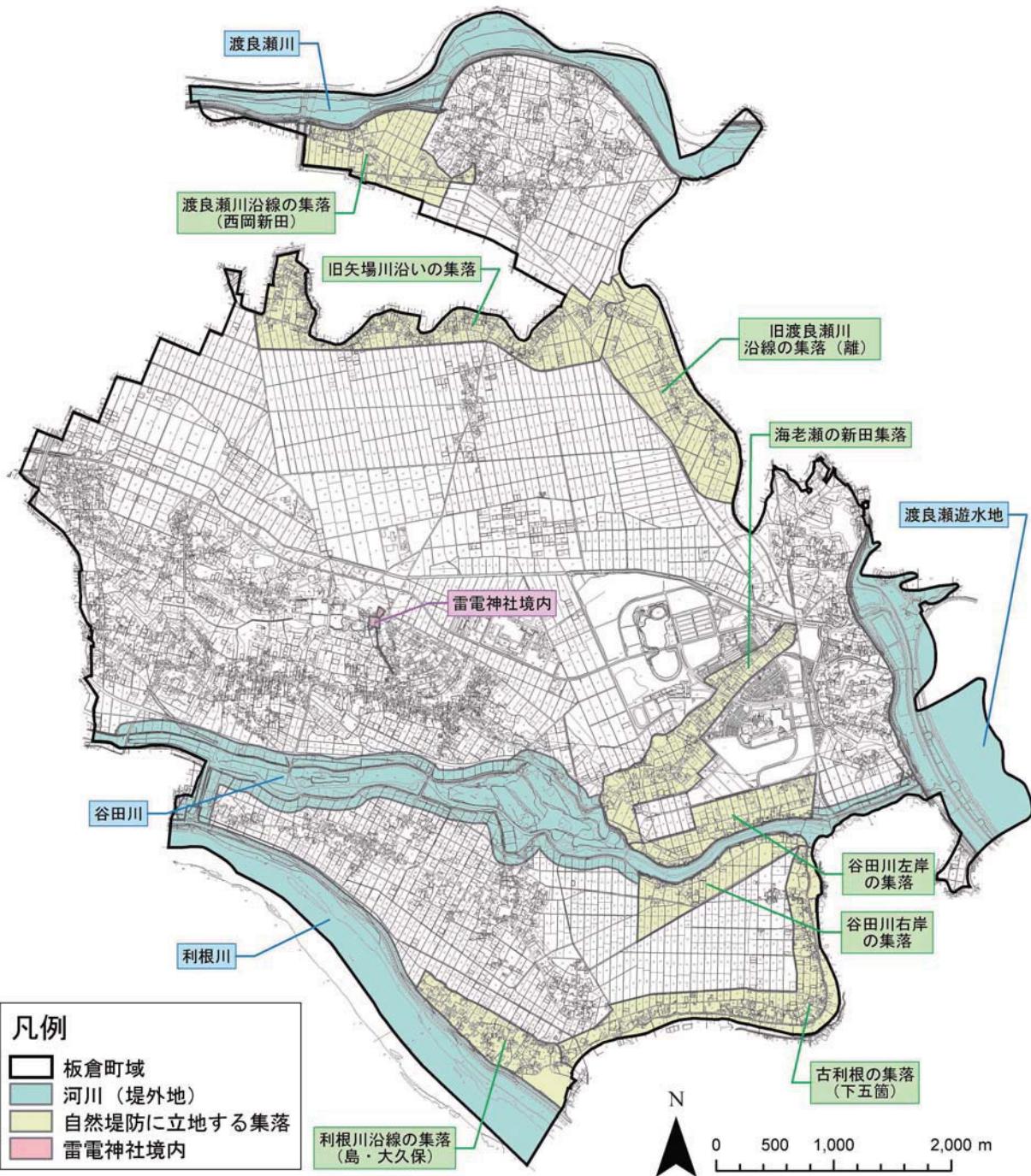


図2-2-1 利根川中流域における水場景観の重要文化的景観を目指す範囲

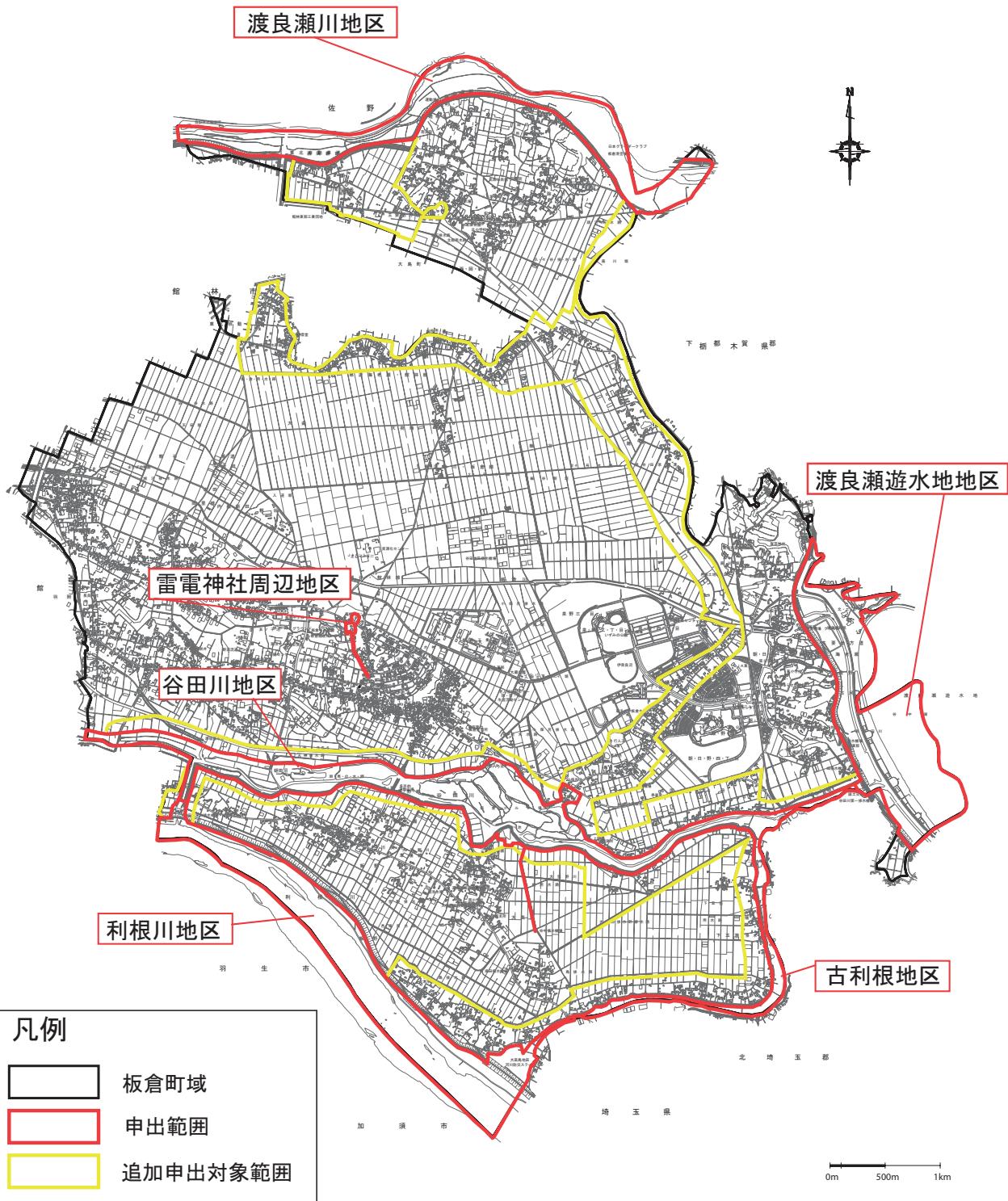


図2-2-2 保存計画対象範囲
保存計画対象範囲を5区分し、**吹き出し**に示す地区名称を設定した。